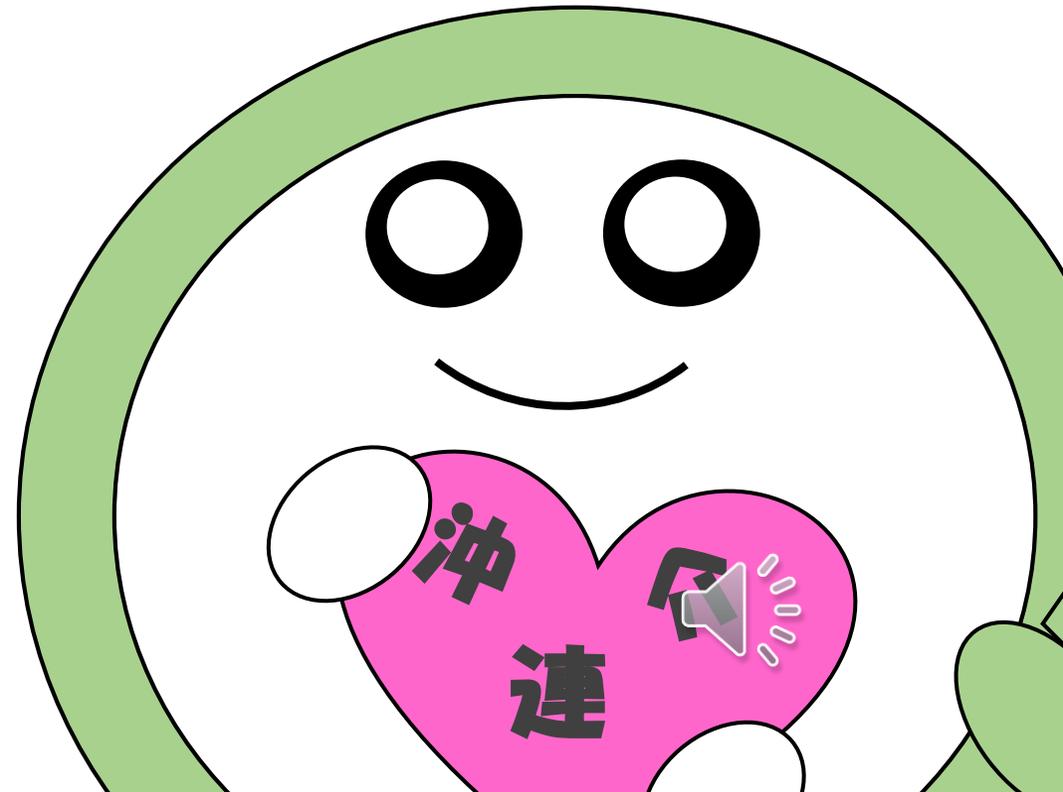


令和5年度末で経過措置期間を 終了する改定事項について

令和5年度 沖縄県介護保険広域連合 集団指導



全サービス共通 ※令和6年3月31日まで経過措置期間

- 1 業務継続に向けた取り組み強化
- 2 感染症対策の強化
- 3 高齢者虐待防止の推進
- 4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

施設系サービス ※令和6年3月31日まで経過措置期間

- 5 栄養ケアマネジメントの充実
- 6 口腔衛生管理の強化



令和6年4月1日から義務化されますので、まだ対応していない施設や事業所におかれましては、経過措置期間終了となる令和6年3月31日までに計画的に取り組んでください。



全サービス共通



1 業務継続に向けた取り組み強化

全サービス共通

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者には、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施**等が義務づけられました。

① 業務継続計画の策定

業務継続計画の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」をご参照ください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については**実態に応じて設定**してください。

② 研修の実施

研修は定期的に**年1回以上(施設系は年2回以上)**行い、新採用時にも行うこと。内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有し、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。研修の実施内容は記録すること。

③ 訓練の実施

訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的に**年1回以上(施設系は年2回以上)**に実施するものとする。研修の実施内容は記録すること。

参 考

厚生労働省URL

○介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修
こちらにガイドライン、研修動画やひな形等掲載されております。ぜひともご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi-kaigo/kaigo-koureisha/douga-00002.html>



○厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>



○厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>



2 感染症対策の強化

全サービス共通

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられました。

①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会の設置・開催

感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する。メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の**感染対策を担当する者を決めておく**。概ね**6月に1回(施設系は3ヶ月に1回)以上**定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。実施内容については記録すること。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

指針には、平常時の対策及び発生時の対応について規定すること。また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関(医療機関や保健所、市町村、広域連合など)への連絡体制を整備し、明記しておくこと。

③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練

指針に基づいた**研修を年1回(施設系は年2回)以上**定期的を実施し、**新規採用時にも必ず実施**すること。実際に感染症が発生した場合を想定した訓練を**年1回(施設系は年2回)以上定期的**に実施すること。実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。また、実施内容については記録すること。

参 考

厚生労働省URL

○介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
こちらに「介護現場における感染対策の手引き」が掲載されております。指針等作成する際の各項目の記載例などもございます。ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



3 高齢者虐待防止の推進

全サービス共通

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、運営規程に定めること、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

①運営規程に「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を定めること。

②虐待防止検討**委員会の定期的な開催**するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底を図ること**
委員会は管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすること。
虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため
個別の状況に応じて慎重に対応すること。実施内容については記録すること。

③虐待の防止のための**指針を整備すること**

指針に盛り込む項目については赤本(介護報酬の解釈 指定基準編)又は解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を参照ください。

④従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的実施すること**

指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的年1回(施設系は年2回)以上実施し**
新規採用時には、研修を必ず実施すること。実施内容については記録すること。



⑤適切に実施するための**担当者を置くこと**。

4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

全サービス共通

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけられました。

※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く

○新卒採用・中途採用について

事業所が新たに採用した医療・福祉関係の資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、**採用後1年を経過するまでに**認知症介護基礎研修を受講させること。

○受講の**対象とならない**従業者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実践者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者のほか、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等となります。



施設系サービス



5 口腔衛生管理の強化

施設系サービス対象

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養
型医療施設(一部除く)、介護医療院

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を以下の手順により計画的に行うこと。

①歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を**年2回以上**行うこと。

②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すると共に、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。
(施設サービス計画書の中に口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を記載する場合はそれを計画の作成に代えることができる)

○記載事項

イ 助言を行った歯科医師、ロ 歯科医師からの助言の要点、ハ 具体的方策、
ニ 施設における実施目標、ホ 留意事項・特記事項



6 栄養ケアマネジメントの充実

施設系サービス対象

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養
型医療施設(一部除く)、介護医療院

栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算を廃止し、
栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととなりました。

<厚生労働省が定める基準> ①及び②いずれにも適合していること。

①栄養士又は管理栄養士 1人以上配置(指定地域密着型サービス基準第131条)

※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は
併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。

②栄養ケア・マネジメントの実施

指定地域密着型サービス基準第143条の2

(指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たすこと。

 栄養管理に係る減算について

上記の栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から解決されるに至った月まで、入所者全員
について1日につき14単位減算されます。(ただし、翌月末において基準を満たすに至っている場合を除く)

参 考

口腔衛生の管理及び栄養ケアマネジメントの実務等に関しては「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発 0316 第3号、老老発 0316 第2号)において示されておりますのでご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

